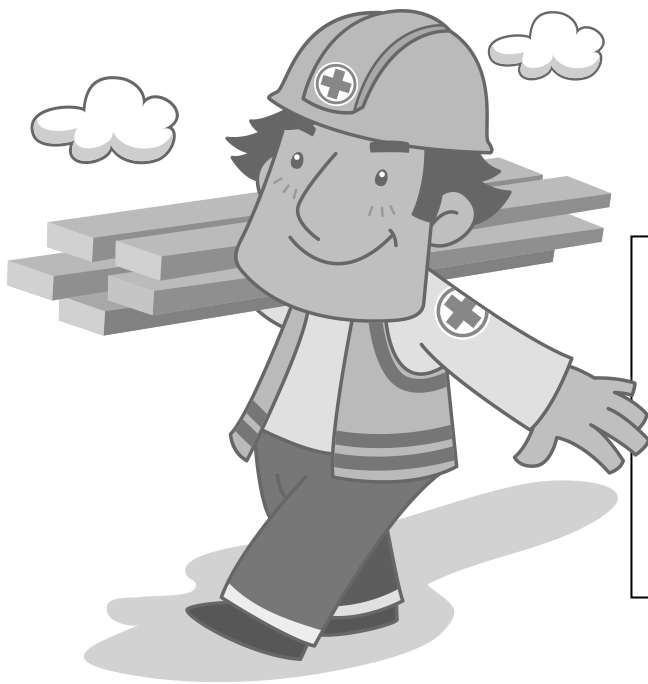


# 建設業の一人親方の皆様へ

## 労災保険特別加入制度のご案内



[整理番号] 21101930558001-XXXXX  
[氏名] 日本 太郎  
[生年月日] 昭和 40 年 3 月 20 日  
[住所] 岐阜県岐阜市大菅南 9-20

印

[電話番号] 058-214-7011  
[期間] 平成 30 年 04 月 01 日～平成 31 年 03 月 31 日  
[基礎日額] 5,000 円

上記の者は当組合において、一人親方労災保険に加入している事を証明します。

一人親方労災加入組合  
TEL 058-253-8651

(見本)

〒501-0119

岐阜県岐阜市大菅南 9 番 20 号

一人親方労災加入組合 理事長 服部 健

TEL 058(214)7011 FAX 058(253)8305

<https://www.rousai.info/>

労働保険番号

府 県	所 掌	管 轄	基幹番号	枝番号
21	1	01	930558	001

# 目次

1、よくある質問について.....	2、3
2、建設業における労災保険について.....	4
3、建設業における一人親方の範囲.....	5
4、特別加入時に健康診断が必要な場合.....	6
5、業務災害の判断基準.....	7
6、労災事故の場合の補償は？.....	8
7、給付基礎日額と補償内容について.....	9
8、年会費及び労災保険料について.....	10
9、組合概要.....	11
10、組合への連絡事項<加入員の方へ>.....	12

# 1 よくある質問について

よく寄せられるご質問とその回答を整理いたしました。

## ■料金・サービスに関するQ&A

Q、直接、労働局に労災の特別加入の申請はできますか？

A、出来ません。労働局の認可を受けた労働保険事務組合を経由しないと加入はできません。

Q、加入員証はいつ発送して頂けますか？

A、入金確認後、翌営業日発送します。

Q、年度の途中で退会の場合労災保険料と年会費は返還して頂けますか？

A、労災保険料は返還致しますが、年会費は返還致しません。

Q、当一人親方の労災に加入できるのは、建設業に従事する方のみですか？

A、はい、当組合は建設業の業種に限定しています。

Q、法人の代表者ですが、一人親方の労災に加入できますか？

A、法人の場合も、従業員を雇わず、一人で従事する方は加入できます。

Q、家族のみで個人営業の場合、一人親方の労災に加入はできますか？

A、家族全員一人親方として労災の加入ができます。

Q、労働者を常時雇用するようになった場合はどうなりますか？

A、加入の脱退をして下さい。労働者がいる状態では労災事故が起きた場合、一人親方の労災の特別加入制度では補償の対象外です。当組合の中小事業主の特別加入に入会して下さい。

Q、年度の途中、いつでも加入することはできますか？

A、はい、いつでも加入はできます。

Q、加入の申込みをする場合、住所地等により加入できない場合がありますか？

A、当組合に加入できるのは、岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・長野県・富山県・石川県・福井県に現住所がある方のみ加入できます。

Q、加入日が5月であれば5月1日でも5月31日でも労災保険料は同額ですか？

A、保険料は、月割りの計算のため同額となります。

## ■給付基礎日額に関するQ & A

Q、給付基礎日額とは何ですか？

A、労災保険の給付額を計算する基礎となるもので、給付基礎日額が高ければ、労災保険料も高くなり、補償内容も手厚くなります。

Q、給付基礎日額で補償内容の違いはありますか？

A、負傷での休業、障害、死亡の場合に補償内容の違いはあります。当然、給付基礎日額が高ければ、保険料が高くなり、また補償内容も手厚くなります。

Q、治療費に関しては、給付基礎日額による違いはありますか？

A、労災の場合の治療費は、すべて無料です。給付日額によって違いはありません。

Q、給付基礎日額の選択は自由にできますか？

A、はい、自由に選択できます。

Q、給付基礎日額の変更は途中で可能ですか？

A、加入後1回更新後より変更できます。毎年1月20日から4月20日までにご連絡下さい。

## ■労災事故に関するQ & A

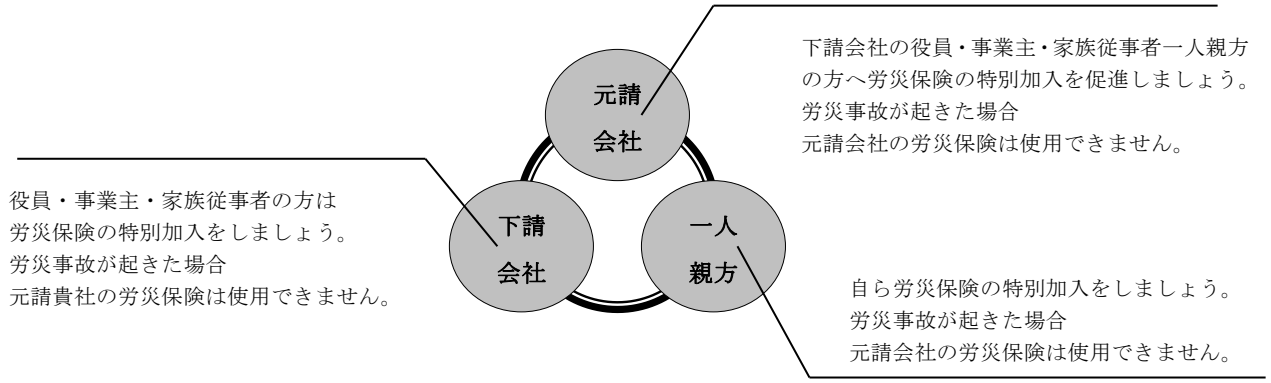
Q、労災で負傷した場合はどうしたらよいですか？

A、病院で労災である旨をお伝え下さい。その後、当組合へご連絡下さい。病院へ提出するための労災の用紙を自宅へ郵送いたします。

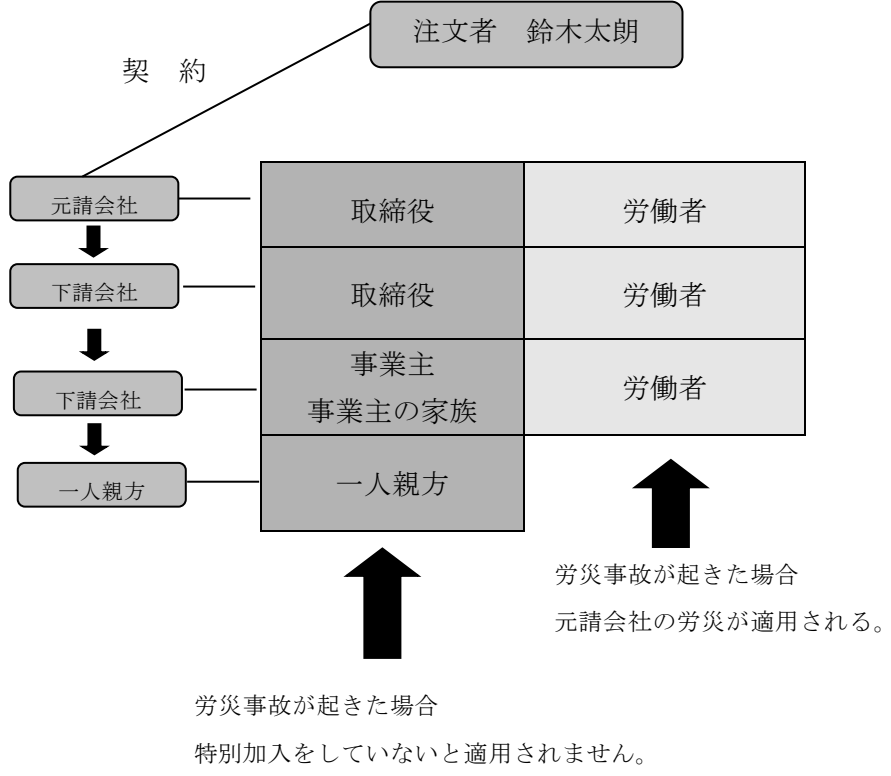
# 2 建設業における労災保険について

建設現場で働く労災について、元請・下請・かかわらず労働者については補償の対象となりますが、事業主（個人事業主・取締役）・一人親方については労災保険の特別加入をしていないと労災事故がおきても対象となりません。

## 建設業における労災保険の適用範囲



例示) 鈴木太朗新築工事



### 3 建設業における一人親方の範囲

建設業の一人親方とは、下記に該当するものを言います。

#### 建設業の一人親方とは…

建設業における一人親方とは、労働者を使用しないで建設の事業（土木・建築その他の工作物の建設・改造・保存・修理・変更・破壊若しくは、解体又はその他の準備の作業）に従事しているものを言います。

#### 労働者を使用せずとは…

従業員（パート、アルバイト、日雇い等）を使用せず、一人で従事する方を言います。但し、たまたまアルバイト等を使用する場合でも差し支えないとされていますが、1年間のうち延べ100日を越える場合は、一人親方にはなりません。個人事業主に関わらず、法人の代表者でも一人で従事する方は、一人親方となります。

#### 建設業の事業とは…

特に職種の限定はなく、大工、左官、石工、塗装工、配管工、土木、電気工事業、建設機械オペレーター、建具工、鉄骨加工等が該当します。

## 4 特別加入時に健康診断が必要な場合

一人親方が労災保険に加入する場合、業務の種類に応じて加入時に健康診断が必要となる場合があります。健康診断の結果、労災保険に加入できない場合もあります。

### 健康診断が必要な場合

労災保険に加入を希望する一人親方のうち、下表に記載する業務の種類に応じて、それぞれの従事期間を超えて業務をおこなった場合は、労災保険加入申請時に健康診断を受ける必要があります。

#### ■健康診断が必要な場合

業務の種類	業務に従事した期間	必要な健康診断
粉じん作業を行う業務	3年以上	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年以上	振動障害健康診断
鉛業務	6ヶ月以上	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6ヶ月以上	有機溶剤健康診断

注) 健康診断証明書を提出しなかったり、業務の内容・業務暦について虚偽の報告を行った場合には、労災保険の加入の承認がされなかったり、保険給付が受けられない場合があります。

### 健康診断を受診する場合について

加入時の健康診断は指定された医療機関及び定められた期限内を受診する必要があります。また、健康診断に要する費用は、国が負担しますが、交通費は自己負担となります。健康診断の結果が判明するまでは、労災保険の加入の申請はできません。

### 健康診断の結果、労災保険の加入ができない場合

健康診断の結果、労災保険加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害が一般的に就業することが困難であり療養に専念しなければならないと認められる場合には、労災保険の加入は認められません。

## 5 業務災害の判断基準

保険給付の対象となる業務災害は、下記の業務を行った場合に限られます。

### 一人親方の業務災害の判断基準

下記に該当する行為における業務災害に関しては、労働災害と認められます。

#### ■請負契約に直接必要な行為を行う場合

例) 工事の請負契約を締結する行為、契約前の見積り、現場の下見を行う場合等

---

#### ■請負工事現場の作業及びこれに直接附帯する行為

例) 請負工事現場における作業等全般

---

#### ■請負契約に基づく行為を自社の作業場で行う場合

例) 請負契約による作業を自社の鉄工所・工場等で行う場合

---

#### ■請負工事に係る機械・製品を運搬する作業

例) 請負工事に係る機械・製品を自宅から工事現場まで運搬する行為

---

#### ■突発事故（台風・火災等）による予定外の緊急出勤途上の行為

例) 台風・火災等のため工事現場へ建物の保全のため緊急に赴く行為

---

#### ■通勤災害については、一般労働者の場合と同様に取扱われます。



## 6 労災事故の場合の補償は？

こんなときは	給付の種類	補償内容	特別支給金
業務災害又は通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合	療養補償給付 療養給付	必要な治療が無料で受けられます。	
業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため4日以上休業となった場合	休業補償給付 休業給付	休業4日目以降 休業1日につき… 給付基礎日額×60%	休業4日目以降 休業1日につき… 給付基礎日額×20%
業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月で治癒せず傷病等級に該当した場合	傷病補償給付 傷病給付	1年間に 1級…給付基礎日額×313日分 2級…給付基礎日額×277日分 3級…給付基礎日額×245日分	一時金として 1級…114万円 2級…107万円 3級…100万円
傷病が治癒したあと身体に障害等級に該当する一定の障害が残った場合	障害補償給付 障害給付	年金 1年間に 1級…給付基礎日額×313日分 7級…給付基礎日額×131日分	一時金として 1級…342万円 14級…8万円
		一時金 8級…給付基礎日額×503日分 14級…給付基礎日額×56日分	
死亡した場合	遺族補償給付 遺族給付	年金 1年間に 遺族1人…給付基礎日額×153日分 遺族2人…給付基礎日額×201日分 遺族3人…給付基礎日額×223日分 遺族4人以上…給付基礎日額×245日分	一時金として 300万円
		一時金 遺族年金を受取る遺族がない場合等 給付基礎日額×1000日分	
障害（補償）年金又は傷病（補償）年金を受給している方のうち一定の障害を有する方が介護を受けている場合	介護補償給付 介護給付	介護の費用として支出した額が支給（上限あり）。但し常時介護、随時介護又親族等の介護等、うけている介護により支給金額が異なります。 常時介護…57,190円～105,290円 随時介護…28,600円～52,650円	
死亡した方の葬祭を行う場合	葬祭料 葬祭給付	給付基礎日額×30日分+31.5万円又は 給付基礎日額×60日分いずれか高い方	

## 7 給付基礎日額と補償内容について

建設業の一人親方の労災保険料は、給付基礎日額を基準に決定します。

### 給付基礎日額とは・・・

給付基礎日額とは、労災保険の保険給付の額を算定する基礎となるものです。  
所得基準に見合った適正な給付基礎日額を選択下さい。

### 給付基礎日額と補償内容・・・

給付基礎日額による補償内容については、下記の通りです。

#### ■給付基礎日額による補償内容

給付基礎日額 \ 補償	治療費	休業補償 休業1日分	障害年金 7級の場合	葬祭費用	遺族年金 遺族1名
5,000円	無料	4,000円	655,000円	465,000円	765,000円
6,000円		4,800円	786,000円	495,000円	918,000円
7,000円		5,600円	917,000円	525,000円	1,071,000円
8,000円		6,400円	1,048,000円	555,000円	1,244,000円
9,000円		7,200円	1,179,000円	585,000円	1,377,000円
10,000円		8,000円	1,310,000円	615,000円	1,530,000円
12,000円		9,600円	1,572,000円	720,000円	1,836,000円
14,000円		11,200円	1,834,000円	840,000円	2,142,000円
16,000円		12,800円	2,096,000円	960,000円	2,448,000円
18,000円		14,400円	2,358,000円	1,080,000円	2,754,000円
20,000円		16,000円	2,620,000円	1,200,000円	3,060,000円
22,000円		17,600円	2,882,000円	1,320,000円	3,366,000円
24,000円		19,200円	3,144,000円	1,440,000円	3,672,000円
25,000円		20,000円	3,275,000円	1,500,000円	3,825,000円

※ 労災による治療費は、給付基礎日額に関わらず全て無料となります。

※ 休業補償は、労務不能4日目から支給されます。

※ 障害補償年金に関しては、障害等級7級の場合の年金額を記載。

※ 葬祭費用に関しては、葬祭を行った者に支給されます。

※ 遺族年金に関しては、遺族が1名の場合の年金額を記載。

※ 遺族とは配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹のうち、一定の要件に該当するものに  
限られます。

## 8 年会費及び労災保険料について

当組合に入会した場合、年会費及び労災保険料が必要となります。年度の途中で退会した場合、労災保険料は返還致しますが、年会費は返還致しません。

### ■年会費

年会費は当組合の事務手数料です。10人以上のグループで申込み場合は、団体割引が適用となります。年会費に関しては、毎年4月から翌年3月までを区切りとしています。初年度に関して、加入月数が12ヶ月未満の場合でも年会費は12,000円となります。

■申込み人数	■年会費
1名での申込み	1名：12,000円
10名での申込み	1名：10,000円
20名での申込み	1名：9,000円
30名での申込み	1名：8,000円

### ■労災保険料

労災保険料は給付基礎日額の金額が高いほど、手厚い補償となります。給付基礎日額を自己で選択してお申込み下さい。

給付基礎日額	労災保険料/年間
5,000円	32,850円
6,000円	39,420円
7,000円	45,990円
8,000円	52,560円
9,000円	59,130円
10,000円	65,700円
12,000円	78,840円
14,000円	91,980円
16,000円	105,120円
18,000円	118,260円
20,000円	131,400円
22,000円	144,540円
24,000円	157,680円
25,000円	164,250円

(平成30年4月1日から適用)

## 9 組合概要

■労働保険事務組合概要											
組 合 名	一人親方労災加入組合										
労働保険番号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>府 県</th> <th>所 掌</th> <th>管 轄</th> <th>基幹番号</th> <th>枝番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>1</td> <td>01</td> <td>930558</td> <td>001</td> </tr> </tbody> </table>	府 県	所 掌	管 轄	基幹番号	枝番号	21	1	01	930558	001
府 県	所 掌	管 轄	基幹番号	枝番号							
21	1	01	930558	001							
労働局許可	一人親方労災加入組合は国の労働者災害補償保険法により、建設業に従事する一人親方の労災保険の特別加入制度を取扱うことのできる認可組合です。										
加入員について	当組合の加入員については、岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・長野県・富山県・石川県・福井県に現住所がある方に限定されています。										
住 所	〒501-0119 岐阜県岐阜市大菅南9番20号										
理事長	服部 健 社会保険労務士（登録番号：21020008号）										
電話番号	058-214-7011										
F A X 番号	24時間365日受付 058-253-8305										
メールアドレス	hattori@ccom.or.jp										
URL	<a href="https://www.rousai.info/">https://www.rousai.info/</a>										
創業	昭和52年										
併設事務所	服部社会保険労務士事務所 岐阜労務総合センター										
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用保険等の各種手続き</li> <li>・ 労災保険等の各種手続き</li> <li>・ 労働基準法に関する事項</li> <li>・ 労働安全衛生法に関する手続き</li> </ul>										

## 10 組合への連絡事項<加入員の方へ>

以下の事由が発生した場合は、当組合までご連絡下さい。

### ■加入員に関する事項

変更内容	期限
加入員の名前	速やかに
住所	
電話番号	
FAX番号	
従業員を雇用した場合	
建設業以外の業種に変更した場合	
退会する場合	
給付基礎日額の変更を希望	毎年1月20日から4月20日の間 ※ただし、加入1年未満は変更不可。

### ■労災事故又は通勤災害に関する事項

変更内容	期限
負傷で通院する場合	速やかに
病院を変更する場合	
休業4日以上入院・自宅療養	
死亡した場合	

FAX 058-253-8305

55@be.to (メール送付先)

24時間365日受付

添付メール申込OK

入会申込書兼誓約書 一人親方労災加入組合 理事長 服部 健殿

① 申込者

Form for applicant information including name, gender, birth date, address, and contact numbers.

② 業務(建設工事)の内容

Form for business content with a list of construction types to be entered.

③ 加入希望月 ※加入月は、当月または翌月をお願いします。

Form for joining month selection.

④ 除染作業の実施予定 いずれかに○をつけて下さい

Form for decontamination work implementation schedule.

⑤ 希望する給付基礎日額

Form for selecting the desired benefit base amount.

⑥ 特定業務従事歴の有無

Table for recording specific business work history.

塗装(内部作業)・石工・はつり工・掘削工の方は加入時に健康診断が必要となりますので、上記特定業務従事歴の有無のいずれかに○をして下さい。他の建設業の方も上記の業務に従事した場合は、加入時の健康診断が必要となります。

⑦ 誓約事項

下記の事項を承諾し、当組合の定款及び規則等を遵守します。指定期限までに保険料の納入を遅滞したとき、当組合に提出する書類の記載事項に事実と異なった記載をしたことが判明した時は、組合員としての資格を取り消されても異議申し立てを行わないことを誓約します。

- 1. 当組合に加入できる資格は、従業員を常時雇用しない個人事業主・法人の役員とその家族従事者となります。
2. 労災保険料及び年会費は、毎年3月の指定期限までに全額納入します。
3. 住所・氏名・電話番号等に変更を生じたときは、速やかに貴組合に連絡します。
4. 労働安全衛生法を遵守し、業務災害の防止と安全に努め、労災事項が発生した場合の事故の状況は事実を報告します。



FAX 058-253-8305 24時間365日受付

55@be.to (メール送付先) 添付メール申込OK

**FAX 058-253-8305**

24 時間 365 日受付

**55@be.to** (メール送付先)

添付メール申込 OK

本人確認書類貼付台紙

**貼付台紙**

運転免許証の写しを貼付け下さい。

本人確認書類は下記いずれか 1 点です。

- 運転免許証のコピー
- 国民健康保険証のコピー
- 印鑑登録証明書
- 住民票の写し又は住民基本台帳カードのコピー
- パスポートのコピー
- 在留カード・特別永住者証明書のコピー

いずれか  
1 点

※本人確認書類は、名前・生年月日が確認できる公的な書類を提出下さい。

**入会申込書・本人確認資料の送付先**



FAX

**058-253-8305**

24 時間 365 日受付



メール

**55@be.to**

添付メール



郵送

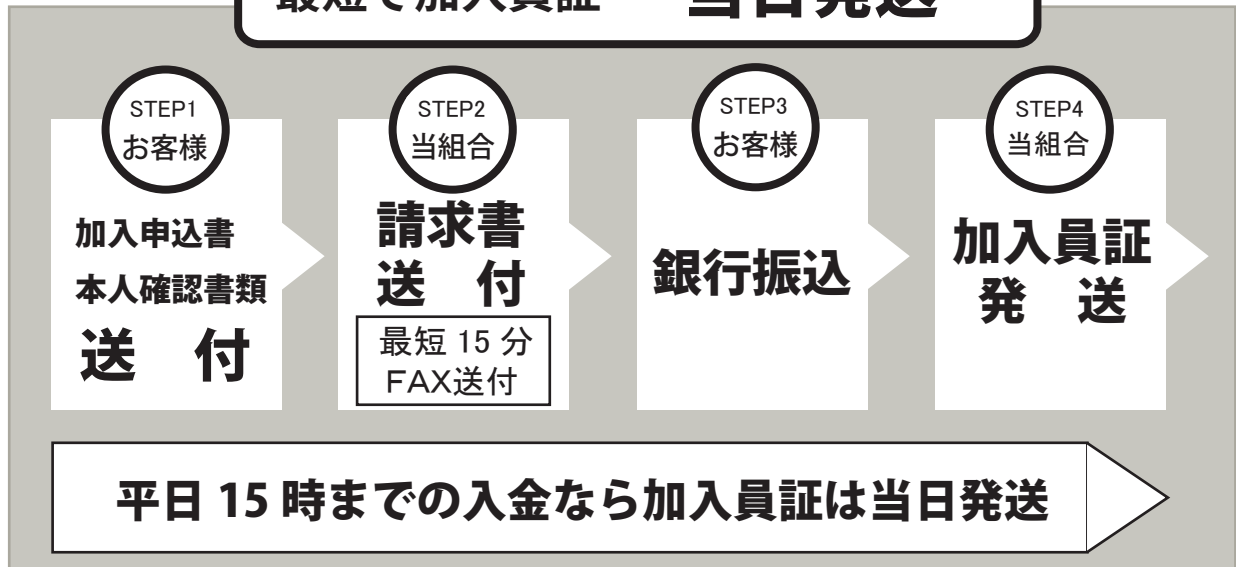
〒501-0119 岐阜市大菅南 9 番 20 号  
一人親方労災加入組合 宛

加入についてのお問合せ先

一人親方労災加入組合 (服部事務所)

TEL 058-214-7011 (受付時間: 8:00 ~ 20:00)  
土日祝日も通話可能

## 最短で加入員証 当日発送



※請求書の送付は、申込者のFAX宛に送付します。FAXがない方は郵送します。  
お急ぎの方は、電話で下記の振込先お知らせサービスをご利用ください。



## お急ぎの方へ

**振込先（口座番号下2桁）・振込金額をTELでお知らせします。**

振込先	十六銀行 鏡島支店 普通口座 12323** 口座名義 一人親方労災加入組合 理事長 服部 健
-----	--

### お知らせ事項

- ・口座番号下2桁
- ・振込金額

**入金確認後、労災番号をFAX又はメールで当日お知らせします。**

希望者のみ

加入員証発送前に労災番号をFAX又はメールで送付します。

**お申し出下さい。**

### 加入についてのお問合せ先

一人親方労災加入組合（服部事務所）（受付時間：8：00～20：00）  
TEL 058-214-7011 土日祝日も通話可能



■給付日額と加入月による労災保険料(平成30年4月1日改定)

加入希望月												
給付基礎日額	4月 (年間保険料)	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5,000円	32,850円	30,096円	27,360円	24,624円	21,888円	19,152円	16,416円	13,680円	10,944円	8,208円	5,472円	2,736円
6,000円	39,420円	36,126円	32,850円	29,556円	26,280円	22,986円	19,710円	16,416円	13,140円	9,846円	6,570円	3,276円
7,000円	45,990円	42,156円	38,322円	34,488円	30,654円	26,820円	22,986円	19,152円	15,318円	11,484円	7,650円	3,816円
8,000円	52,560円	48,168円	43,794円	39,420円	35,028円	30,654円	26,280円	21,888円	17,514円	13,140円	8,748円	4,374円
9,000円	59,130円	54,198円	49,266円	44,334円	39,420円	34,488円	29,556円	24,624円	19,710円	14,778円	9,846円	4,914円
10,000円	65,700円	60,210円	54,738円	49,266円	43,794円	38,322円	32,850円	27,360円	21,888円	16,416円	10,944円	5,472円
12,000円	78,840円	72,270円	65,700円	59,130円	52,560円	45,990円	39,420円	32,850円	26,280円	19,710円	13,140円	6,570円
14,000円	91,980円	84,312円	76,644円	68,976円	61,308円	53,640円	45,990円	38,322円	30,654円	22,986円	15,318円	7,650円
16,000円	105,120円	96,354円	87,588円	78,840円	70,074円	61,308円	52,560円	43,794円	35,028円	26,280円	17,514円	8,748円
18,000円	118,260円	108,396円	98,550円	88,686円	78,840円	68,976円	59,130円	49,266円	39,420円	29,556円	19,710円	9,846円
20,000円	131,400円	120,438円	109,494円	98,550円	87,588円	76,644円	65,700円	54,738円	43,794円	32,850円	21,888円	10,944円
22,000円	144,540円	132,480円	120,438円	108,396円	96,354円	84,312円	72,270円	60,210円	48,168円	36,126円	24,084円	12,042円
24,000円	157,680円	144,540円	131,400円	118,260円	105,120円	91,980円	78,840円	65,700円	52,560円	39,420円	26,280円	13,140円
25,000円	164,250円	150,552円	136,872円	123,174円	109,494円	95,796円	82,116円	68,436円	54,738円	41,058円	27,360円	13,680円

年会費: 12,000円(別途必要)

〒501-0119 岐阜市大菅南9番20号  
一人親方労災加入組合  
TEL: 058-253-8651